

Web による償却資産申告について

以下の方は Web による令和 7 年度の償却資産申告が可能です。

- (1) 所有者に変更がなく、令和 6 年度課税標準額が 150 万未満（税額が発生していない）の方のうち
 - ①令和 6 年中（令和 6 年 1 月 2 日～令和 7 年 1 月 1 日）に資産の増減がない方
 - ②廃業、解散、転出等をされた方
- (2) 該当資産がない方

※課税標準額が 150 万以上（税額が発生している）の方、資産の増減がある方、所有者に変更がある方、自社電算方式での申告をご希望の方は、従来どおり書類での提出もしくは e L-T A X を利用して申告してください。

なお、Web による申告の場合、受付完了メールを控えとさせていただきます。紙での控えはお渡しできません。必要な場合は受付完了メールから回答内容が確認できますので、そちらを印刷していただくか、従来どおり書類での提出もしくは e L-T A X を利用して申告してください。

スマートフォンはこちら▼



PCはこちら▼

URL : <https://logoform.jp/form/wy6B/645769>